第９回定時株主総会議案書

平成２３年６月３０日
成田高速鉄道アクセス株式会社

１　報告事項

第９期事業年度（平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日まで）事業報告及び計算書類報告の件

２　決議事項

第１号議案　取締役１０名選任の件

第２号議案　監査役　４名選任の件

第３号議案　退職慰労金支給の件

1　報告事項

第９期事業年度（平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日まで）事業報告及び計算書類報告の件

報告事項に関する添付書類

事業報告

事　業　報　告

自　平成２２年　４月　１日
至　平成２３年　３月３１日

１　株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

国をはじめ関係自治体並びに関係機関のご支援及びご協力をいただき、新線区間の鉄道施設の竣工に全力を傾注し、平成２２年６月１１日に国土交通省から鉄道施設の検査合格書を受理し、同年７月１７日に第二種鉄道事業者である京成電鉄株式会社による成田スカイアクセス線の営業運転が開始されたところです。

開業後は、第三種鉄道事業者として、主要業務が鉄道施設の整備から管理運営へと移行するため、運行事業者である京成電鉄株式会社とともに、鉄道事業及び施設管理業務が適正に執行されるよう取り組んでまいりました。

また、北千葉道路との一体整備事業として、残されていた護岸復旧等の工事を実施してまいりました。なお、鉄道施設に近接する北千葉道路工事に係る安全対策についても、関係者との調整を行い、鉄道施設の保全に努めております。

ア　鉄道施設の貸付・管理

京成電鉄株式会社との「成田高速鉄道アクセス線の使用に関する協定」及び成田空港高速鉄道株式会社との「賃貸借契約書」に基づき、鉄道施設を貸付け、線路使用料を収受するとともに、「成田高速鉄道アクセス線の保守及び保守の管理に関する契約」により京成電鉄株式会社に委託している鉄道施設の適切な保守管理について、定期的に「保守連絡会議」を開催するなど、施設の保全に努めてまいりました。

イ　北千葉道路との一体整備事業等

道路の事業主体である国土交通省千葉国道事務所及び千葉県北千葉道路建設事務所と連携し、印旛沼及び印旛捷水路の護岸復旧工事、用水及び排水路の補償工事、道路復旧工事等を実施しました。

なお、３月１１日の東日本大震災によって、鉄道施設には運行に支障をきたすような大きな損傷はなかったものの、護岸等に一部損傷が生じましたが、今後の復旧等の対応については、千葉県と連携して対処していくこととしました。

用地取得契約未了の箇所は、北千葉道路事業と関連する案件１件のみとなっており、今後も道路事業者と連携を図ってまいります。

（２）資金調達の状況

鉄道建設資金に充当するため、平成２１年３月に締結した総額２２，７８０，０００千円のコミット型シンジケートローン契約により、当会計年度内に２，９００，０００千円の資金調達を実施いたしました。

主な借入先の状況（平成２３年３月３１日現在）

借　入　先	借 入 残 高（千円）
シンジケートローン（注）	２０，０００，０００

（注）シンジケートローンは、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事とする８社の協調融資です。

（３）直前３事業年度の財産及び損益の状況

第９期（当期）において、直前３事業年度と営業収益、総資産が大きく変動しております。これは、成田スカイアクセス線の開業に伴い線路使用料収入が発生したこと、また総資産の大幅な減少は、当期末をもって成田新高速鉄道整備事業が終了したため、補助金、負担金の総額６３４億円を圧縮記帳により処理したことによるものであります。

区　分	第６期 （平成１９年度）	第７期 （平成２０年度）	第８期 （平成２１年度）	第９期（当期） （平成２２年度）
営業収益	811 千円	344 千円	163 千円	793,000 千円
当期純損失	245,430 千円	527,856 千円	313,607 千円	554,269 千円
１株当たり当期純損失	807 円 49 銭	1,388 円 51 銭	824 円 94 銭	1,457 円 99 銭
総資産	43,619,997 千円	67,411,300 千円	98,747,585 千円	36,862,567 千円

（注）１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

（４）対処すべき課題

当社は、鉄道施設保有会社の責務として施設の安全を確保するとともに、安定的かつ効率的な事業運営を確実に行うことが重要課題であると認識しております。

そのためには、国土交通省、京成電鉄株式会社をはじめとする関係機関と緊密に連携をとりながら、鉄道施設を良好に維持管理し安全性の向上に努めるとともに、安定的に線路使用料を確保し、長期借入金の返済及び安定経営に努めてまいります。

（５）主要な事業内容

当社の主な事業内容は、鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業を行うものであります。

当社は、都心からの空港アクセスの利便性を向上させるとともに、千葉県北西部等の交通利便性の向上、成田市と千葉ニュータウンとの機能連携の強化に資するための成田新高速鉄道を整備し、鉄道事業者に貸し付けることを目的に設立された第３セクターであります。

（６）事業所の状況

本　社　　千葉県船橋市本町二丁目１０番１４号

（７）使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
１０名	５名減	４７．３歳	３年１０ヶ月

（８）親会社の状況

当社の親会社は成田国際空港株式会社であり、同社は当社の議決権５３．７４％を保有しております。なお、成田国際空港株式会社から、常勤役員２名（うち使用人兼務役員１名）、使用人２名の計４名が当社に出向しております。

２　株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　普通株式　　４１０，１４０株

（２）発行済株式の総数　　普通株式　　３８０，１６０株

（３）当事業年度末の株主数　　１２名

（４）株　主

株主名	持株数（株）
成田国際空港株式会社	204,300
千　葉　県	87,220
成　田　市	42,640
京成電鉄株式会社	24,000
株式会社日本航空インターナショナル	6,000
全日本空輸株式会社	4,000
印　西　市	3,680
松　戸　市	2,400
白　井　市	2,320
鎌ヶ谷市	1,620
市　川　市	1,060
船　橋　市	920

3　会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役

（平成２３年３月３１日現在）

地　　位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	澤田　　諄	
代表取締役専務	大藪　譲治	
常務取締役	川上　邦雄	
常務取締役	長谷川　邦男	
取締役	近藤　　勝	総務部長
取締役	轟　　孝雄	企画部長
取締役	黒野　匡彦	成田国際空港株式会社取締役特別顧問
取締役	髙橋　　渡	千葉県総合企画部長
取締役	関根　賢次	成田市副市長
取締役	三枝　紀生	京成電鉄株式会社代表取締役副社長
常勤監査役	生田　昌司	
監査役	林田　秀喜	成田国際空港株式会社常務執行役員
監査役	深山　敏行	成田市企画政策部長
監査役	笠井　孝悦	北総鉄道株式会社代表取締役社長

（注）１　取締役 黒野匡彦氏、同 髙橋 渡氏、同 関根賢次氏及び同 三枝紀生氏は、会社法第２条第１５号に定める社外取締役であります。

２　監査役 林田秀喜氏、同 深山敏行及び同 笠井孝悦氏は、会社法第２条第１６号に定める社外監査役であります。

３　平成２２年６月２８日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって、取締役 三谷千秋氏が退任しました。

４　平成２２年６月２８日開催の第８回定時株主総会において、新たに近藤　勝氏、髙橋　渡氏及び関根賢次氏が取締役に選任され就任しました。

５　平成２３年３月３１日をもって取締役 近藤　勝氏及び監査役 深山敏行氏が退任しました。

（２）取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	支給人数	支給額	摘　要
取締役	６人	７１，７９９千円	
監査役	１人	６，９９９千円	
合　　計	７人	７８，７９８千円	

（注）１　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の取締役報酬を含んでおります。
　　２　支給額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（３）社外役員の活動状況

ア　社外取締役

平成２２年度の取締役会出席状況は、取締役 黒野匡彦氏が５回開催中５回、取締役 髙橋 渡氏が４回開催中１回、取締役 関根賢次氏が４回開催中２回、取締役 三枝紀生氏が５回開催中５回出席し、適宜意見を述べています。

イ　社外監査役

平成２２年度の取締役会には、監査役 林田秀喜氏が５回開催中５回、監査役 深山敏行氏が５回開催中４回、監査役 笠井孝悦氏が５回開催中５回出席し、適宜意見を述べています。

また、監査役会においても監査役 林田秀喜氏が３回開催中３回、同 深山敏行氏が３回開催中２回、同 笠井孝悦氏が３回開催中３回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

４　会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

（２）当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額
９,５００千円

5　業務の適正を確保するための体制及び方針

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」の決定内容は、以下のとおりです。当社では、この決定に基づき規程等を整備し運用しております。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア　成田高速鉄道アクセス株式会社行動規範を制定し、実践すべき指針を示すとともに、業務遂行に際しての法令遵守の基本的心構えとする。

イ　法令遵守を徹底するため研修会・講演会への参加等、役員・社員の意識の向上を図る。

ウ　通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び定款、その他社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書により適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア　企業として想定される各部門のリスクを把握し、全社で情報を共有するとともに、必要な対策を講じる。

イ　リスクを管理するため、受託者と定期的に業務連絡会を開催する。

ウ　委託業務の適正な執行を確保するため、定期的な確認検査を行う。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア　取締役会で承認される年度事業計画に基づき、具体的な施策を担当取締役が実行する。

イ　全社的な目標として、業績目標を定め、その目標に沿って業務を執行することにより効率的な業務の執行を実現する。

ウ　月に２回程度、常勤役員及び社員が出席する社内定例会を開催して業務の進捗状況や問題点を整理することにより全社的な情報の共有化を図り、効率的な業務の執行を実現する。

（５）当会社及び親会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

ア　親会社により定期的に開催されるグループ経営会議及びグループ会社連絡会に出席し、グループ会社間において情報の共有、意見の交換を行う。

イ　親会社の内部監査部門による定期的な監査による指導、支援及び助言を受ける。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア　監査役の職務を補助すべき使用人については、会社が指定する。

イ　当該指定された使用人が、監査役から監査業務に必要な事項の命令を受けたときは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア　監査役は、取締役会、社内定例会、その他重要な会議に出席し、監査役としての意見を述べることができる。

イ　監査役は、業務執行に関する重要な文書及び立案書については、随時閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求め、意見を述べることができる。

ウ　取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項について速やかに監査役会に報告する。

（８）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア　監査役は、取締役と会合を開催するとともに、会計監査人と意見交換を行う等連携を図る。

イ　親会社の開催するグループ監査役連絡会に出席し、グループ会社の監査役との連携及び情報の共有を図る。

計 算 書 類

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,949,207	流動負債	368,673
現金・預金	2,080,553	未払金	781
関係会社短期貸付金	499,496	未払費用	37,908
未収金	765,138	未払法人税等	20,218
未収消費税等	595,915	前受金	300,631
その他の流動資産	8,102	預り金	1,340
		賞与引当金	7,792
固定資産	32,913,360		
鉄道事業固定資産	32,907,234	固定負債	20,625,824
有形固定資産	21,026,535	長期借入金	20,000,000
土地	1,401,887	退職給付引当金	1,324
建物	1,436,005	役員退職慰労引当金	24,225
構築物	17,322,804	預かり保証金	1,000
機械装置	827,320	金利スワップ負債	599,274
工具・器具・備品	38,386	負債合計	20,994,497
有形リース資産	129	(純資産の部)	
無形固定資産	11,880,698	株主資本	16,467,345
施設利用権	11,874,099	資本金	19,008,000
地上権	5,246	利益剰余金	△ 2,540,654
ソフトウエア	1,352	その他利益剰余金	△ 2,540,654
投資その他の資産	6,126	繰越利益剰余金	△ 2,540,654
保証金	20	評価・換算差額等	△ 599,274
長期前払費用	68	繰延ヘッジ損益	△ 599,274
敷金	6,037	純資産合計	15,868,070
資産合計	36,862,567	負債・純資産合計	36,862,567

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
鉄道事業営業収益		
鉄道線路使用料収入	793,000	
運輸雑収	10,653	803,653
鉄道事業営業費		
一般管理費	226,266	
諸税	65,422	
減価償却費	796,681	1,088,369
鉄道事業営業損失		284,716
営業外収益		
受取利息	1,880	
雑収入	37,638	39,519
営業外費用		
支払利息	303,230	
支払手数料	4,631	307,862
経常損失		553,059
特別利益		
補助金等受入額	63,386,571	63,386,571
特別損失		
固定資産圧縮損	63,386,571	63,386,571
税引前当期純損失		553,059
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		554,269

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計
前期末残高	19,008,000	△ 1,986,385	17,021,614
当期変動額			
当期純利益		△ 554,269	△ 554,269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	△ 554,269	△ 554,269
当期末残高	19,008,000	△ 2,540,654	16,467,345

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 361,525	△ 361,525	16,660,089
当期変動額			
当期純利益			△ 554,269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 237,749	△ 237,749	△ 237,749
当期変動額合計	△ 237,749	△ 237,749	△ 792,019
当期末残高	△ 599,274	△ 599,274	15,868,070

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
デリバティブ・・・ 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法
(ア)有形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。ただし、有形固定資産のうち取替資産については取替法(定額法)によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建　物　　3年～38年
構築物　　5年～60年
機械装置　　5年～15年
(イ)無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。なお、施設利用権の償却年数は15～30年、自社利用のソフトウェアの償却年数は5年(社内における利用可能期間)であります。
(ウ)リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準
(ア)貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、貸倒実績がないため、当期末において貸倒引当金を計上しておりません。
(イ)賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(ウ)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
(エ)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法
(ア)ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金
(ウ)ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
(エ)ヘッジ有効性の評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

5. 補助金等の処理

当社は、国及び地方公共団体等より鉄道建設事業費の一部として補助金・工事負担金を受けております。これらの補助金等については、工事完成時に当該補助金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、補助金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(ア)担保に供している資産	
預金	1,154,952千円
(イ)担保に係る債務	
長期借入金	20,000,000千円

2. 有形固定資産減価償却累計額	493,317千円
3. 関係会社に対する短期金銭債権	499,496千円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	3,224千円
5. 固定資産の取得原価から直接減額された補助金等累計額	63,386,571千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引	一般管理費	50,674千円
営業取引以外	受取利息	943千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	380,160株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
未払事業税	7,684千円
賞与引当金	2,734千円
賞与引当金に係る社会保険料	403千円
退職給付引当金	559千円
役員退職慰労引当金	9,794千円
繰延ヘッジ損益	242,286千円
繰越欠損金	889,111千円
繰延税金資産小計	1,152,575千円
評価性引当額	△1,152,575千円
繰延税金資産合計	－

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、複写機、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については元本割れのない安全な預金、貸付金等に限定し、銀行からの借入により資金を調達しております。

借入金の使途は設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内規に従い、対象借入金の範囲内で、金利スワップ取引のみ行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時　価(*)	差　額
(ア)現金及び預金	2,080,553	2,080,553	―
(イ)短期貸付金	499,496	499,496	―
(ウ)未収金	765,138	765,138	―
(エ)未収消費税等	595,915	595,915	―
(オ)長期借入金	(20,000,000)	(20,000,000)	―
(カ)デリバティブ取引	(599,274)	(599,274)	―

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注1)金融商品の時価算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(ア)現金及び預金、(イ)短期貸付金、(ウ)未収金、並びに(エ)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(オ)長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(カ)デリバティブ取引

金利スワップについては、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	成田国際空港株式会社	被所有 直接53.74%	役員の兼任	資金の貸付(注1)	△ 618,464	関係会社短期貸付金	499,496
				利息の受取(注1)	943	—	—
				出向者負担金等	50,674	未払費用	3,224
				債務被保証(注2)	20,000,000	—	—
主要株主	千葉県	被所有 直接22.94%	役員の兼任	補助金の受入(注3)	261,181	—	—
				道路受託工事代金	364,313	未収金	133,700
主要株主	成田市	被所有 直接11.21%	役員の兼任	補助金の受入(注3)	127,690	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、取引金額は純増減額を記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 当社は、銀行借入に対し成田国際空港㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注3) 鉄道建設事業費の一部として、補助金交付規則等に基づき交付決定された金額を受け入れております。なお、補助金の累計額は、千葉県が23,235,160千円、成田市が11,359,671千円であります。

(注4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	41，740円51銭
１株当たり当期純損失	1，457円99銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄

独立監査人の監査報告書

平成２３年５月２３日

成田高速鉄道アクセス株式会社
取 締 役 会　　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大下好徹

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉村基

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柄澤一恵

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、成田高速鉄道アクセス株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針（計画）等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針（計画）等に従い、取締役その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２３年　６月１５日

成田高速鉄道アクセス株式会社　監査役会

常勤監査役　生　田　昌　司

監　査　役　林　田　秀　喜

監　査　役　笠　井　孝　悦

(注) １、監査役林田秀喜氏及び監査役笠井孝悦氏は、会社法第２条第１６号及び第３３５条第３項に定める社外監査役であります。

2　決議事項

第１号議案　取締役１０名選任の件

取締役全員は、第９回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役１０名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりです。

氏　名 （生年月日）	略　歴
澤田　　諄 （昭和17年4月21日生）	平成３年７月　運輸省新潟運輸局長 平成５年６月　同省大臣官房技術参事官（鉄道局担当） 平成８年７月　同省大臣官房技術審議官（鉄道局担当） 平成10年5月　日本鉄道建設公団理事 平成12年7月　帝都高速度交通営団副総裁 平成14年7月　同営団退職 平成14年8月　当社代表取締役社長（現任）
大藪 譲治 （昭和25年5月27日生）	平成12年7月　運輸省関東運輸局次長 平成14年4月　首都高速道路公団審議役 平成15年5月　同公団民営化推進局長 平成16年7月　海上保安庁総務部長 平成17年8月　国土交通省関東運輸局長 平成19年7月　社団法人日本民営鉄道協会常務理事 平成21年7月　当社代表取締役専務（現任）
長谷川　邦男 （昭和28年12月3日生）	平成12年6月　新東京国際空港公団企画室主幹 （財団法人航空科学振興財団　出向） 平成14年6月　同公団企画室調査役　広報室副室長 平成16年2月　同公団広報室マネージャー 平成18年7月　成田国際空港株式会社広報室次長 平成19年7月　同社空港施設事業本部貨物事業部長 平成21年6月　当社常務取締役（現任）
小山　恒正 （昭和25年5月24日生）	平成16年4月　千葉県商工労働部観光コンベンション課長 （兼）総合企画部副参事 平成17年4月　同県商工労働部観光課長 （兼）総合企画部副参事 平成18年4月　同県東上総県民センター山武事務所長 平成20年4月　同県職員能力開発センター所長 平成21年4月　同県企業庁地域整備部次長 平成22年4月　同県商工労働部理事 平成23年3月　同県退職 平成23年4月　当社総務部長（現任）

氏　名 （生年月日）	略　歴
高橋　俊幸 （昭和33年3月3日生）	平成13年6月　新東京国際空港公団総務部調査役 平成16年1月　同公団総務部総務グループマネージャー 平成16年2月　同公団総務部人事グループマネージャー 平成18年7月　成田国際空港株式会社総合企画本部 関連事業部事業第一グループマネージャー 平成19年4月　同社総合企画本部 関連事業部企画調整グループマネージャー 平成21年7月　同社経営企画部門関連事業部担当部長 （現任）
野口　利雄 （昭和25年11月22日生）	平成13年4月　国土交通省関東運輸局鉄道部技術第二課長 平成15年7月　同省関東運輸局鉄道部調整官 平成17年11月　同省北陸信越局鉄道部長 平成18年12月　当社施設計画部担当部長 平成19年4月　当社施設計画部担当部長（兼）用地部長 平成21年4月　当社施設計画部長（現任）
森中　小三郎 （昭和17年8月8日生）	平成12年4月　住友商事株式会社常務取締役 機電第二部門統括役員 平成13年4月　同社専務取締役　機電事業部門長 平成14年4月　同社取締役副社長 平成15年4月　同社副社長執行役員 平成17年4月　同社取締役社長付 平成17年6月　特別顧問 平成19年6月　成田国際空港株式会社代表取締役社長 （現任）
高橋　渡 （昭和27年10月31日生）	平成15年4月　千葉県総務部学事課長 平成17年4月　同県総務部財政課長 平成18年4月　同県総務部参事（兼）財政課長 平成20年4月　同県議会事務局長 平成21年4月　同県商工労働部長 平成22年4月　同県総合企画部長（現任） 平成22年6月　当社取締役（現任）
関根　賢次 （昭和25年3月8日生）	平成13年4月　成田市総務部財政課長 平成15年4月　同市総務部総務課長 平成17年4月　同市市民部副参事 平成19年4月　同市教育総務部長 平成20年6月　同市退職 平成20年6月　成田市教育委員会教育長 平成21年7月　成田市副市長（現任） 平成22年6月　当社取締役（現任）

氏　名 （生年月日）	略　歴
三枝　紀生 （昭和24年2月11日生）	平成11年7月　京成電鉄株式会社人事部付部長 平成16年6月　同社取締役鉄道本部運輸部長 平成17年6月　同社取締役鉄道副本部長兼運輸部長 平成18年6月　同社常務取締役鉄道本部長 平成18年6月　当社取締役（現任） 平成20年6月　京成電鉄株式会社代表取締役専務取締役鉄道本部長 平成22年6月　同社代表取締役副社長 平成23年6月　同社代表取締役社長（現任）

（注）

1．取締役候補者 森中小三郎氏、高橋渡氏、関根賢次氏及び三枝紀生氏は、いずれも会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。

第２号議案　監査役　４名選任の件

第９回定時株主総会終結の時をもって監査役 生田昌司氏、同 林田秀喜氏及び同 笠井孝悦氏は任期満了となります。また、監査役 深山敏行氏は平成23年3月31日をもって辞任されています。

つきましては、監査役４名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者 大山健一郎氏は、監査役 深山敏行氏の補欠として選任されますことから、その任期は、当社定款第３２条第２項の規定により前任者の任期の残存期間と同一となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を頂いております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
生田　昌司 （昭和22年8月6日生）	平成15年4月　同県総務部情報政策課長 平成17年4月　同県総務部市町村課長 平成19年4月　同県総務部参事 平成20年3月　同県退職 平成20年6月　当社顧問 平成20年6月　当社監査役（現任）
林田　秀喜 （昭和27年2月16日生）	平成14年6月　新東京国際空港公団秘書室長 平成16年7月　成田国際空港株式会社CS推進室長 平成17年6月　同社空港事業本部第二旅客事業部長 平成19年4月　同社旅客ﾀｰﾐﾅﾙ事業本部第二ﾘﾃｰﾙ事業部長 平成19年6月　同社執行役員 旅客ﾀｰﾐﾅﾙ事業本部ﾘﾃｰﾙ事業部長 平成20年6月　同社執行役員　総務部長 平成21年6月　同社常務執行役員（現任） 平成21年6月　当社監査役（現任）
大山　健一郎 （昭和27年12月1日生）	平成18年4月　成田市総務部総務課長 平成20年4月　同市空港部副参事 平成21年4月　同市空港部長 平成22年4月　同市財政部長 平成23年4月　同市企画政策部長（現任）

笠井　孝悦 (昭和22年5月22日生)	平成11年6月　京成電鉄株式会社人事部長兼総務部長 平成12年7月　同社人事部長 平成14年6月　同社取締役人事部長 平成16年6月　同社常務取締役 平成19年6月　同社専務取締役 平成20年6月　新京成電鉄株式会社代表取締役副社長（現任） 平成20年6月　京成電鉄株式会社代表取締役専務取締役 平成21年6月　同社取締役 平成21年6月　北総鉄道株式会社代表取締役社長（現任） 平成21年6月　当社監査役（現任）

（注）監査役候補者 林田秀喜氏、大山健一郎氏及び笠井孝悦氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役の候補者であります。

第３号議案　退職慰労金支給の件

川上邦雄常務取締役が、第９回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任することから、「常勤取締役退職慰労金支給規程」に基づき退職慰労金を支給することとし、支給の額については取締役会に一任することについて御承認を頂きたくお諮りいたします。

氏　　名	略　歴　等
川上　邦雄	平成１５年４月　当社顧問 平成１５年６月　当社常務取締役に就任 平成１７年６月　第３回定時株主総会で再任 平成１９年６月　第５回定時株主総会で再任 平成２１年６月　第７回定時株主総会で再任 平成２２年７月　成田スカイアクセス線の営業運転が開始 現在に至る

第９回定時株主総会　参考資料
（第３号議案関係）

常勤取締役退職慰労金支給規程（平成１６年３月３１日）抜粋

（退職慰労金の額）

第５条　退職慰労金の額は在職期間１月につき、退職した日における当該役員の報酬額の１２分の１の額に１０分の１を乗じて得た額とする。

（退職慰労金の増額及び減額）

第６条　役員の在職期間中の功績、退任事由等を評価、勘案して前条の規定により算出した額に、当該役員の報酬額に１２分の１から１２分の３を乗じて得た額の範囲内の額を加算して支給することができる。

２　会社の業績不振及びその他相当の事由により、前条の規定により算出した額から相当額を減じて支給することができる。